

要綱改正および構成員・オブザーバーの追加について

1. 要綱改正（変更）

第 8 条

2 検討会の議事の進行は、大阪港湾局長又は大阪港湾局長が指定した職員が行う。

ただし、部会又は分科会を開催する場合の議事の進行は、あらかじめ大阪港湾局長が指定した職員が行うことができる。

2. 構成員追加

- ・三井化学株式会社

3. オブザーバー追加

- ・近畿経済産業局

※参考資料

「参考資料 1 「大阪“みなと”カーボンニュートラルレポート（CNP）検討会」開催要綱」